

## 消費者からクーリング・オフの申し出があったにもかかわらず 返金しなかった訪問販売事業者に改善指示

本日、東京都は「害虫！お助け本舗」と表示したホームページで集客し、害虫駆除等を勧誘していた下記の事業者に対し、特定商取引に関する法律に基づき、訪問販売業務の改善を指示しました。

**事業者名** 株式会社エイト（法人番号 8013301031622）

**代表者** 代表取締役 堺 悠

**所在地** 東京都北区浮間三丁目 21 番 14-202 号

**業務内容** 害虫駆除等の役務提供（訪問販売）

当該事業者は、「害虫！お助け本舗」という名称で訪問販売を行っていました。

※ 同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください。

## 消費者へのアドバイス

### 格安の料金表示にご注意！

検索結果の上位に表示される業者が必ずしも信頼できるとは限りません。広告の内容をうのみにせず、来訪を依頼する前に作業内容や料金を確認しましょう。

### 契約を急がせる営業トークにご注意！

本場に今すぐ必要な契約か、落ち着いて考えましょう。焦ってその場で契約せず、家族や友人に相談することも大切です。

★ 広告表示額を大きく上回る請求を受けた場合などは、**自分で事業者に訪問を依頼していても、クーリング・オフできる可能性があります。**

困ったときやトラブルになったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう！

**東京都消費生活総合センター 03-3235-1155**  
お近くの消費生活センターは 局番なし 188（消費者ホットライン）

## 同種のトラブルに関する情報提供

● 東京都の情報サイト「東京暮らし WEB」では同種のトラブルについて注意を呼び掛けています。

ゴキブリ発見！ネット広告で見つけた駆除業者に依頼したら高額請求に！

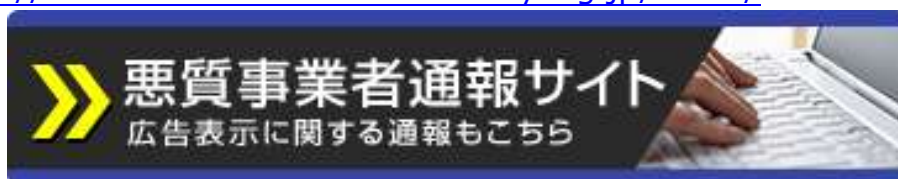
<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/sodan/kinkyu/20260610.html>



不審な勧誘を受けたら情報提供をお願いします！

商品やサービス等に関する悪質な勧誘、不当表示、架空請求について、情報提供をお願いします。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/tsuho/>



処分について詳しくはこちらをご覧ください。



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/torihiki/shobun/>



【問合せ先】

生活文化局消費生活部取引指導課

電話（直通）03-5388-3074

## 特定商取引に関する法律第7条第1項に基づく指示

### 1 事業者の概要

事業者名 株式会社エイト(法人番号 8013301031622)  
代表者名 代表取締役 堺 悠  
所在地 東京都北区浮間三丁目 21 番 14-202 号  
設立 平成 29 年 6 月 15 日  
資本金 300 万円  
業務内容 害虫駆除等の役務提供(訪問販売)

### 2 対象事業者に関する都内の相談の概要 (令和8年6月1日時点)

平均年齢	平均契約額	相談件数 (令和7年度)					
		6月	7月	8月	9月	10月	合計
25.6歳 (18~73歳)	約96,000円 (最高:約27万円)	5件	28件	19件	22件	14件	88件

※ 令和7年6月より、対象事業者に関する都内の相談が入り始めた。

### 3 指示の内容

命令の日の翌日(令和8年6月13日)から起算して1か月以内に、役員及び従業員等と協議する等の方法により、違反行為の発生原因について調査検証し、再発防止策を策定した上で、業務従事者に周知徹底するとともに、コンプライアンス体制を構築すること。

### 4 不適正な取引行為の内容

不適正な取引行為	特定商取引に関する法律の条項
本件事業者は、消費者宅を訪問する際、「害虫お助け本舗の●●です」などと告げるのみで、勧誘に先立って自社の登記簿上の名称を明らかにしていなかった。	法第3条 【氏名等不明示】
本件事業者は、契約締結時に作業員が消費者に交付する書面について以下の内容を記載していなかった。 ・使用する薬品の商品名及び商標又は製造者名 ・事業者がクーリング・オフの行使を妨げた場合について、書面だけでなく電磁的記録によってもクーリング・オフができる旨 ・特約の内容	法第5条第1項 【契約書面記載不備】
本件事業者は、クーリング・オフ期間内にクーリング・オフを申し出た消費者に対し、受け取った金額の全部又は一部を返金しなかった。	法第7条第1項第1号 【債務履行拒否】

※ 具体的な相談事例は、[参考資料](#)を御参照ください。

## 株式会社エイトに関する具体的な相談事例

## (事例1)

令和7年7月の夜、甲は自宅でゴキブリを発見し、スマートフォンで検索して「出張費無料」「550円追加料金なし」などと表示された害虫駆除業者のホームページを見つけた。甲は550円で駆除できるとは思わなかったものの、1～2万円程度で済むと考えて依頼することにした。

来訪した作業員Aは、料金の説明をせずに甲宅の点検を始めた。Aはクローゼットから床下を覗きながら「黒いものが見えますか。あれゴキブリの卵です」「ふ化すると30匹前後になる」などと言った。また、「この家がゴキブリのすみかになっている可能性がある」と言われ、甲はショックで言葉が出なかった。

点検後、Aは「これだけ条件が揃っているのに、卵の抑制だけでも、外部から侵入してきたり、現在住み着いているゴキブリを追い出せません」と、数万～十数万円の駆除プランを勧めてきた。甲が高額な費用にためらうと、Aは「一度検討を見送った女性から泣きながら電話がかかってきて、頭の上にゴキブリが降ってきたと言われた」と話し、甲はその話恐怖心が高まり、約●●万円のプランを契約した。

その後、甲は契約金額が高すぎると感じてクーリング・オフ通知を送付したが、「全額返金には応じない」と主張され、一部返金の対応となった。

## (事例2)

令和7年7月の夜、乙は自宅の台所でゴキブリを発見した。スマートフォンで検索し、「関東エリア最安」「深夜料金0円」「最短10分で到着」「550円～追加料金一切なし」などと表示された害虫駆除業者のホームページを見つけた。

乙がホームページ記載の電話番号に依頼すると、作業員Bが乙宅にやってきた。Bは玄関で乙に名刺を差し出したが、すぐに「玄関にゴキブリのふんがありますね」「ふんがあるから、外から入ってきたゴキブリじゃないと思います」などと話し始めたため、乙は名刺の内容をよく確認できなかった。

点検後、Bは「飲食店のダクト並みで巣もできている」などと、●●万円のコースを勧めてきた。乙が「そんなに高いのは無理です」と断ると、突然シンクからゴキブリが出てきた。Bが殺虫剤をかけると、ゴキブリは乙の近くに落ちた。乙が死がいの処理を頼むと、Bから「お金が払われないと、僕は何もできないので」と言われ、乙はどうしても処理してほしい一心で契約することにした。

乙は契約書に署名し、契約金額の半分をクレジットカードで決済して、残額は後日振込とした。

その後、乙は不審に思ってクーリング・オフ通知を送付したが、「クーリング・オフは受け付けない」「落としどころとして、残額の支払いを免除するのはどうか」などと主張され、既に支払った分の返金を断念せざるを得なかった。

## (事例3)

令和7年7月の夜、丙は自宅でゴキブリを発見し、スマートフォンで検索して「24時間対応」「最短10分で到着」「駆除550円～」などと表示された害虫駆除業者のホームページを見つけた。ホームページの文面から、丙は夜間料金がかかっても3千円程度だろうと考え、電話で害虫駆除を依頼した。

丙宅にやってきた作業員Cは、「害虫お助け本舗のCです」と名乗ったが、正式な会社名は伝えず、名刺も渡さなかった。Cは、料金説明をしないまま点検し、「1匹駆除するだけでなく、この家は抜本的な対応が必要です」などと言って、契約書に作業内容を書き込んだ。さらに「1年は保証がつきます」と言い、契約書の下の方に「R● ●/●●～R● ●/●●」と期間を書いたが、保証の具体的な内容は不明だった。

Cは契約書を書き終わると丙に見せた。丙は料金が思ったよりもずっと高いと感じたが、Cから何度も自宅にゴキブリが沢山いると説明され、今すぐ駆除作業してもらうしかないと考えて契約した。

翌日、丙は広告の価格とかけ離れていることが気になり、クーリング・オフ通知を送付したが、担当者から「全額は返せない」「契約金額の半額なら自分の決裁ですぐに返せる」と言われ、個人情報への不安もあったため、やむを得ず一部返金で了承した。

#### (事例4)

令和7年8月の夜、丁は自宅でゴキブリを見つけた。スマートフォンで「最短10分」「追加費用0円」と表示された害虫駆除業者のホームページを見て、5千円から高くても1～2万円で済むと考えて依頼した。

丁宅にやってきた作業員Dは氏名や会社名は名乗らなかった。家に入るとDは「ゴキブリをおびき出すスプレーを撒きます」と言って、室内にスプレーを撒き、「契約書をお願いします」と契約書を取り出した。契約書に書き込まれていた「基本料金」と「死ガイ処理」の合計が2万円以内だったため、丁はこの金額で契約できると考えてサインした。その後、Dが「見つけました」と言って何かをすくい上げ、丁はこれで処理が済んだと思ったが、Dが「ゴキブリがどこから侵入したのか確認しないといけない」と言うので、無料サービスだと思い了承した。

点検後、Dは突然料金表を示し、「今やらないと取返しの付かないことになる」などと薬剤散布等の作業を勧めてきた。丁は、駆除の専門家がそう言うならやるしかないと思い、作業に同意した。Dは先ほど丁がサインした契約書に作業内容や金額を書き加え、その控えを丁に渡した。丁は、ここで初めて十数万円の高額請求に気づき驚いたが、既に作業の準備が進んでいたため、断わることができず、仕方なく契約を受け入れた。

その後、丁はクーリング・オフ通知を送付したが返金されず、自分の携帯電話から電話しても応答がなかった。家族の携帯電話で電話するとつながり、オペレーターから「社内の担当部署に確認して折り返します」と言われたが、折り返しの連絡はなかった。さらに連絡を続け、通知から1か月以上経過して全額返金された。